

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	決算特別委員会 (総務文教分科会)		会議場所 全員協議会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成26年9月29日(月曜日)		開 議	午前 10 時 00 分
			閉 議	午後 3 時 50 分
出席委員	◎吉田 ○中村 並河 山本 田中 石野 木曾 堤			
執行機関 出席者	(政策推進室) 桂室長、竹村政策推進課長、柏尾政策推進課施策担当課長、 保ヶ部政策推進課主任 (生涯学習部) 俣野部長、桂人権啓発課長、中西人権福祉センター館長、 八田人権啓発課主任 (教育部) 木曾部長、河原教育総務課長、大内教育研究所所長、國府教育研究所副所長、 林教育総務課副課長、清水施設係長			
参考人	京都府土地家屋調査士会 会長 信吉秀起氏			
事務局 出席者	藤村局長、山内次長、阿久根副課長			
傍聴	可	市民 2名	報道関係者 5名	議員5名(竹田、酒井、福井、 眞継、湊)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

〔吉田委員長 開議〕

2 日程説明

〔事務局次長 日程説明〕

＜吉田委員長＞

撮影を許可したいがどうか。－ 異議なし －

3 審査（事務事業評価）

10:05

文化センター運営経費・児童館運営経費

〔生涯学習部 入室〕

【説明】

〔生涯学習部長あいさつ〕

〔人権啓発課長 説明〕

10:12

【質疑】

＜山本委員＞

東部文化センターは予約が多くなかなか借りられない。日曜開館の要望を聞き人権啓発課に伝えたところ、人員確保、条例改正が必要で3館集約化のなかで検討すると言われた。集約化と利用者の利便性向上について考えは。

＜人権啓発課長＞

東部文化センターは今年度大規模改修を行っており貸し出していない。3カ月前から予約できる。日によって予約が殺到することがある。補助事業に休日開館事業があり検討は必要と考えている。3館集約化と並行して検討しないと人員確保ができない。現在犬甘野児童館、馬路児童館には地元で閉鎖の方向を説明し、要望を聞きながら3館集約化の体制を検討している。センター含め地元管理をお願いしているが、地元の了解は得られていない。地元管理体制が整うまでの職員配置を要望されており、庁内で検討している。

＜木曾委員＞

東部文化センターの日曜開館を毎年要望してきたが実現していない。3館集約化もまだ整理できていない。方針出してからかなりの期間が経過している。人権福祉センターができたときから体制がスタートしなければいけなかった。隣保館のあり方研究会の結果が出てから何年も経っている。早急にしてもらいたい。

＜人権啓発課長＞

日曜開館については人員の確保等取り組む体制を考えている。目標年次を定め早期に取り組むたい。

＜木曾委員＞

日曜開館について、利用促進を図ると言いながら遅々として進んでいない。3館集約化の問題と絡めるが集約化も進んでいない。実情に合わせ整理すると言いながら進んでいないのは何故か。3館集約化の方針決定後、篠浴場は存続要望もあったが廃止した。都合の悪いところはなかなか進んでいかないのか。

＜人権啓発課長＞

地元には支部と区を対象に説明に入っている。閉鎖後は地元での維持管理をお願いしている。地元から維持管理はやぶさかではないが、一定期間職員を置いてもらい、その間に地元で体制をとっていききたいと聞いている。犬甘野では西別院町に公共施設がなくなるので職員を置いてほしいと言われている。市の考えを説明していきたい。日曜の館利用ニーズは増えている。予算反映に向け検討する。

＜山本委員＞

休日開館事業の内容は。

＜人権啓発課長＞

府の補助事業で土日を休日とされている。人権福祉センターで日曜日午後2時間取り組んだ。お楽しみ会として手芸、カラオケを行った。保津文化センターは土曜日、人権福祉センターは日曜日で取り組んでいる。

＜山本委員＞

要望の多い東部文化センターではできていないのか。

＜人権啓発課長＞

来年4月から使用できる。実施の方向を考えたい。

＜堤委員＞

児童館運営経費の嘱託職員報酬912万円は4人分か。

＜人権啓発課長＞

そうである。

<堤委員>

児童館におられるのか。

<人権啓発課長>

天川、東部、保津ヶ丘、犬甘野の4児童館である。

<堤委員>

資格、経験などは必要なのか。

<人権啓発課長>

年間契約で市の職員として配置しており、地元の方である。

<吉田委員長>

経験等は必要か。

<人権啓発課長>

行政経験は問わなかった。

<堤委員>

馬路では区や支部の役員に話しているのか。

<人権啓発課長>

話している。

<堤委員>

支部は解放運動の延長で今は活動していないが、相談しているのか。

<人権啓発課長>

している。

<堤委員>

区長だけで区民にはまだ話されていない。区民にも知らせるべきである。支部は3役がいるだけで会員がいらない。縮小すべきは縮小すべきであるが公民館的機能は必要である。

<人権啓発課長>

区長はもう少し方向性が出た段階で区民に説明するようになされている。

<並河委員>

隣保館のあり方研究会の結果が出され地元協議をされているが、もう区切りをつけるべきである。できないのは市の姿勢が弱いからである。何時までにできるのか。東部文化センターの日曜開館は要望が多いのに進んでいない。やるべきはやらないといけない。

<生涯学習部長>

3館集約化については平成25年度の中ごろから各館の地元に入っている。平成27年度予算では変化させたいと強く思っている。地元協議含め人員縮小、集約化に向け努める。日曜開館は府内でやっていないがニーズがあるので予算編成において検討したい。

<並河委員>

府内で実績がなくてもニーズに沿ってやるべき。市民は市が手厚い施策をやっているのではないかと思っている。公平性の視点で考えてほしい。

<人権啓発課長>

ニーズが増えていることは認識している。次年度予算で反映を考えたい。

<木曾委員>

隣保館あり方研究会では市協の議長も書記長も入り結論を出したにもかかわらず躊躇している。平成14年に法が廃止されその前に激変緩和策をとっていた。同様

にすべきで、館をいきなり閉めようとするから前に進めない。必要でなくなったところから整理し最終形にもっていかないといけない。出来るのか。

<生涯学習部長>

3館体制の究極は他の館を閉鎖することである。市民のコミュニティ、交流の場として使用されてきた経過があり、その部分は大切に残し施設を生かす。第1段階として地元管理で地元の公民館的役割の施設とする。

<木曾委員>

3館集約化のため人権福祉センターを建てた。後が進まないなら何のために方針を打ち出したのか。できないのは予算編成と決断である。平成27年度予算で反映できるのか。

<生涯学習部長>

平成27年度予算で変化させる。

<田中委員>

周辺地域巡回事業補助金328,000円の対象等具体的内容は。

<人権啓発課長>

人権福祉センター、馬路文化センター、東部文化センター、保津文化センター、保津ヶ丘文化センターで行った。事業内容は資料で提出する。

<田中委員>

財源の相談事業充実補助金は600万円で、コストの相談事業は816,870円のうちとなっている。相談件数、相談員の雇用形態は。

<人権啓発課長>

1館200万円で、人権福祉センター、東部文化センター、馬路文化センター、保津文化センターの4館で実施している。800万円の4分の3が補助されている。日々の相談経費で、就職、就労、高齢者の問題の内容が多く、館の職員が受けている。件数は資料で報告する。

<田中委員>

天川の相談員の雇用経費は。

<人権啓発課長>

月2回、5,000円×2人×2回で支出している。

<田中委員>

天川文化センター館長は女性だという人がいるがどうか。

<人権啓発課長>

いない。

<田中委員>

誤解を受けないようきちんとしないといけない。

<石野委員>

早めの3館体制をとらなければならない。篠浴場は廃止をした。

<人権啓発課長>

次年度には形が目に見えるよう進めていきたい。方向は決まっておらず段階的に進める。

<吉田委員長>

支部、市協は運動団体である。なぜ交渉するのか。

<生涯学習部長>

館には地域の集会機能がある。経過もあり協議している。

<吉田委員長>

運動団体のために作ったのではない。地元、自治会と話せばよい。指摘しておく。

10:55

【自由討議】

＜吉田委員長＞

3館集約化と東部文化センターの休日開館が論点である。意見を。

＜木曾委員＞

東部文化センターは改修によりエレベーターが設置され利用がさらに多くなる。日曜開館を積極的に実施するべき。施設整備効果が出るようにするべき。

＜山本委員＞

日曜開館の要望が多い。その方向で進めてほしい。出来る限りの市民の利便性向上に努めてほしい。

＜並河委員＞

利便性の向上とニーズに応える運用を望む。

＜堤委員＞

運動しなくてもよい状態まで到達してきた。市民にも人権問題が理解されてきた。見直す時期だと思う。

＜中村副委員長＞

東部文化センターの利用は多い。地域でされてきた努力に伴う予算があって然るべき。目的達成の期日を定め努力をしてもらいたい。

＜吉田委員長＞

東部文化センターの利用が多いのは地域に開かれた取組みを進めてきた努力の結果である。このようなところはそれに合う予算措置が必要である。利用の少ないところは地域的特性もあるとはいえ、言葉は厳しいが努力が足りない。そういうところは集約をして、予算を市民福祉の向上に充てる観点から3館集約体制、利用の少ないところから利用要望の高いところに予算を移していくことが必要である。3館集約化は期日を定め不退転の努力をしてもらいたい。以上、意見をまとめる。

— 了 —

11:02

【評価結果】

○個人評価結果

〔目的設定は妥当である〕 ○3人 △4人

〔公的関与の範囲は適切である〕 △7人

〔手法は適切である〕 △5人 ×2人

〔活動実績は妥当である〕・・・資料未提出のため評価できない

〔成果の取り方は適切である〕 △4人 ×3人

〔十分成果は表れている〕・・・資料未提出のため評価できない

〔コスト削減の余地はない〕 ○1人 △4人 ×2人

〔財源は適切である〕 △5人 ×2人

〔公平性が評価できる〕 △7人

〔他事業との類似性、重複はない〕 △5人 ×2人

〔事業を休止・廃止した場合の影響が大きい〕 △6人 ×1人

○委員会評価

＜吉田委員長＞

評価をまとめる。意見を。

<田中委員>

一部縮小としたい。

<木曾委員>

一部は縮小だが、一部は充実である。評価はどうすればよいのか。

<吉田委員長>

その他で整理することになる。

<堤委員>

改革改善だと思う。

<吉田委員長>

改革改善とし、意見、改善点で、利用度に応じ縮小又は拡大、3館集約体制は期日を定めて行うことと整理する。 — 了 —

<生涯学習部長>

評価結果の方向で平成27年度予算に反映させる。

[生涯学習部 退室]

11:10

(11:10～11:15 休憩)

11:15

教育研究所事業

[教育部 入室]

【説明】

[教育部長 あいさつ]

[教育研究所副所長 説明]

11:25

【質疑】

<田中委員>

研究所という名称に合う事業内容は。

<教育研究所所長>

- ・小中連携のカリキュラム作り（国語、算数、数学、英語）
- ・各小中学校に3年間で導入するタブレットの活用研究
- ・いじめ、虐待による自立支援の小中連携

<田中委員>

評価資料に記述するよう要望する。

<並河委員>

①相談事業での相談内容は。

②教職員研修の内容は。

<教育研究所副所長>

①相談内容は勉強、発達障害、不登校である。平成24年度の実績は教育関連42%、不登校29%、その他である。

<教育研究所所長>

②府の研修とは重ならない、市のハザードマップによる防災研修、カーボンマイナス事業など。

<石野委員>

適応指導について学校復帰の状況は。

<教育研究所副所長>

復帰ができていない児童生徒はいる。15人中2人は出来た。

<木曾委員>

研究所の本来の設置目的である教職員研修は今の場所でないとできないのか。

所長と学校教育課付け指導主事2人で研修を実施されている。事業目的の面から教育委員会の人員配置が必要だと思う。

<教育研究所所長>

場所は適切なところがあれば移設可能である。今の場所には駐車場がある。516名受講した最大規模の教育講演会はガレリアで行った。30～40名の研修は今の場所で十分できる。全員で研修に関わる事務を行っている。教育振興計画でうたう50講座1,800人の研修を進めていくには厳しい状況である。

<木曾委員>

大規模な事業は今の場所ではできない。人員配置の目的以外の業務に人件費が使われていると思う。適正に人員配置をするべきである。適応指導教室の人員が無理をして研修事業に関わっていないか。

<教育研究所所長>

事業に特化した相談員として予算を組んでいる。適応指導では月1回学校に出向いた指導も行っており、3時以降の空き時間で他の事業をしている。他市と比較して圧倒的に少ない予算でやっている。相談は増える一方である。

<山本委員>

研修事業には適応指導教室の相談員も携わっているのか。

<教育研究所所長>

そのとおり。

<山本委員>

適応指導教室では不登校の児童生徒の授業をされている。時間があるのなら現場と連携するなど更に力を注いでもらいたい。

<教育研究所所長>

学校訪問もしている。年2回は教育担当の教師が来て、指導や相談を受けている。

<山本委員>

教室は図書館から移設され、4月からの送迎は保護者がしている。問題点はないか。

<教育研究所副所長>

中央図書館が平成25年度耐震化工事のため、4月～9月のふれあい教室を教育研究所に移し、9月から図書館に戻った。教育研究所での教育的効果が高いと検証し適応指導教室の一元化を図った。現在は会計課の公用車を配車して送迎している。

<山本委員>

研修では対象者の推薦型、指定型、開放型など工夫されている。その効果は。

<教育研究所所長>

内容を焦点化するために行った。生徒指導主任対象研修、地域連携の研修など様々な方法で効果があがるようにしている。亀岡学として歴史、自然、環境を調べている。畑野小でヒダサンショウウオ保全のため地域の方との清掃活動、本梅小で地域の方と水中昆虫の保全活動を行っている。防災教育では学校の防災計画に活かされた。

<山本委員>

研修効果は現しづらい。現場の声を聞かせてほしい。

<教育研究所所長>

研修効果をまとめている。研究所に来れば見てもらえる。

<堤委員>

①教職員研修のレベルはどうか。

②直接相談に来られるのか、状況はどうか。

<教育研究所所長>

①比較が難しい。防災、環境面では詳しい知識を持っており効果があがっている。

②適応指導教室での相談は400件で、子育て不安など直接相談に来られることもよくある。顔がささない、第三者的に指導してもらえることで相談に来られる。相談により学校との連携、学校復帰、未然防止に取り組んでいる。

<並河委員>

教師の相談も受けるのか。

<教育研究所所長>

保護者への対応など教師の相談も受け付けている。去年は5、6件あった。

<中村委員>

適応指導教室に関して、不登校生の進学は専門学校が多いのか。

<教育研究所所長>

教室に通っていた生徒は昼間の定時制高校へ進学した。教室に通っている間に進路を選択した。

<中村委員>

(教室に通う生徒だけでなく)不登校生全体の実態は。

<教育研究所所長>

全体は分からない。不登校生を受ける学校は多くなっている。進路は昼間の定時制高校もある。専門学校は減っている。

11:55

【自由討議】

<吉田委員長>

教育研究所の場所、人件費の予算組みが論点だと思う。

<堤委員>

概ね了である。実績を上げるため努めてもらいたい。

<田中委員>

効果はすぐに現れない。将来の子どもの成長につなげてもらいたい。

<並河委員>

必要な施設である。費用対効果だけで評価するものではない。

<木曾委員>

事業の目的を明確にした予算編成をするべき。

<吉田委員長>

必要な事業であり、やりくりするのではなく必要な予算を組み事業を実施してもらいたい、施設の場所は利便性等の観点から検討を望む、以上、意見をまとめる。

— 了 —

12:01

【評価】

○個人評価結果

[目的設定は妥当である] ○4人 △3人
 [公的関与の範囲は適切である] ○4人 △3人
 [手法は適切である] △6人 ×1人
 [活動実績は妥当である] ○4人 △3人
 [成果の取り方は適切である] △7人
 [十分成果は表れている] △7人
 [コスト削減の余地はない] ○2人 △5人
 [財源は適切である] ○4人 △3人
 [公平性が評価できる] ○6人 △1人
 [他事業との類似性、重複はない] ○6人 △1人
 [事業を休止・廃止した場合の影響が大きい] ○6人 △1人

○委員会評価

<吉田委員長>

必要、重要な事業である。意見を。

<教育部長>

事業の必要性、重要性を認識されうれしく思う。これから社会の複雑さが子どもに現れる時代が来る。そうなると学校だけの関与では難しい。研究所のように支援し、学校と連携する存在が必要である。コストの課題等を検討し、今後も成果があがるよう取り組んでいきたい。

<吉田委員長>

評価をまとめる。

— 「改革改善」に全員挙手 —

全員が改革改善である。

・必要なところにしっかり予算を付ける。

・場所は市全体での検討を望む。 以上を意見とする。 — 了 —

12:06

12:06～13:15 休憩

13:15

学校施設管理経費（小学校費・中学校費）

【説明】

[教育部長 あいさつ]

[教育部 説明]

13:22

【質疑】

<並河委員>

①空調整備はまず中学校からという説明であった。計画はできているのか。

②雨漏り修繕してもまたすぐに漏る。大規模改修の計画はないのか。

③学校ごとトイレ改修の必要性を把握できているのか。

<教育総務課長>

①工期が必要で整備は複数年にわたる。優先度を考え計画的に取り組みたい。

②平成 27 年度耐震化工事完了後、昭和 56 年以前建設の学校の大規模改修を検討する。

③トイレ悪臭は3校で、薬品等で対応している。大規模改修をしないと改善しない。

<並河委員>

①平成 27 年度耐震化工事完了以降に計画を立てるのか。

<教育総務課長>

①いま具体の計画はない。

<山本委員>

平成 26 年度の非構造部材の耐震化による改修はいつからか。

<教育総務課長>

今点検を進めている。平成 27 又は平成 28 年で対応工事を行う。

<石野委員>

体育館を借り上げ使用されている方から水銀灯がよく切れていると聞く。修繕は教育委員会ですか、学校長がするのか。

<教育総務課長>

全て教育委員会で現場を確認し修繕する。

<石野委員>

料金を負担し使用されている。対応願う。

<山本委員>

危険性のあるところと説明があった。事故の発生はないのか。

<教育総務課長>

事故の報告は聞いていない。

<木曾委員>

各学校の修繕要望と対応を一覧にまとめたものはあるのか。

<教育総務課長>

整理が不十分かもしれないが資料で提出する。予算計上が困難で全て対応できていない。

<吉田委員長>

安全性、緊急性の面で必要なものは 100%対応できていると説明された。安全性、緊急性の基準は何か。

<教育総務課長>

児童生徒の安全確保が最優先である。すべりやすい廊下など危険が伴う場所は改善に努めている。

<木曾委員>

トイレ改修、悪臭対策も実施件数に入っているのか。対策を講じて悪臭がするのは構造上の問題ではないのか。

<教育総務課長>

平成 25 年度も修繕しており件数に入っている。トイレの汚れはこびり付いており清掃だけで対応できるものではない。

<木曾委員>

各階に洋式トイレ設置の考えは。

<教育総務課長>

各学校 1 基以上は設置している。一部洋式化の学校もある。平成 25 年度も洋式化の対応を行った。

<木曾委員>

今後の整備について考えは。

<教育総務課長>

今後の整備では和式も残しつつ全面洋式化を目指す。

<並河委員>

①トイレ悪臭の3校とはどこか。

②資料の小規模修繕件数は小規模修繕工事希望者登録制度による請負件数か。

<教育総務課長>

①大井小、つつじ小、城西小である。

②そのとおりである。

<並河委員>

①改善を図られたい。

②制度の成果が現れていない。教育委員会の発注件数が多い、制度による発注について考えは。

<教育総務課長>

②平成25年度は前年より大幅に取り組んでいる。今後でも取り組む。

13:38

【自由討議】

<木曾委員>

各学校の修繕要望を資料で提出願う。

<吉田委員長>

まず討議を行う。修繕の学校長の裁量についてどうか。

<木曾委員>

急きょ対応が必要なこともある。上限付け学校長の裁量で即対応すればよい。

<並河委員>

30万円までなら学校長が修繕できる市もある。前向きに考えてもらいたい。

<石野委員>

教育委員会の対応では日数がかかる。学校で対応できればよいと思う。

<吉田委員長>

学校長の裁量を検討することを意見とする。トイレ悪臭についてはどうか。

<木曾委員>

3校は建設が同時期で、老朽化が進んでいると思う。環境、衛生面で良くない。早急に改善しないといけない。

<田中委員>

原因の究明をしなければならない。

<並河委員>

大井小は構造に問題がある。食事の時にも3階まで悪臭がするとのことである。抜本的な改修が必要であり、即対応願う。

<堤委員>

エアコン設置はできるところから取り組んでほしい。

<中村委員>

大規模改修も含め5年スパンで計画を立て予算化をしてもらいたい。

<吉田委員長>

平成27年度の耐震化工事完了後、すぐに動けるよう検討を始めてもらいたいとまとめる。

— 了 —

<田中委員>

エアコン設置を中学校から先にする合理的理由が分からない。保護者の意見を聞いたうえで優先度を考えるべきである。

<木曾委員>

大規模改修をする学校には同時にエアコンを設置し、無駄のないように整備願う。

<吉田委員長>

エアコン設置について

- ・計画をしっかりと立てる。
- ・優先度は意見も聞きながら進めること。
- ・大規模改修時には二重投資にならないように。

以上を意見とする。 — 了 —

【評価】

○個人評価結果

〔目的設定は妥当である〕 ○7 人

〔公的関与の範囲は適切である〕 ○7 人

〔手法は適切である〕 ○5 人 △2 人

〔活動実績は妥当である〕 ○1 人 △6 人

〔成果の取り方は適切である〕 △7 人

〔十分成果は表れている〕 ○1 人 △6 人

〔コスト削減の余地はない〕 ○4 人 △3 人

〔財源は適切である〕 ○5 人 △2 人

〔公平性が評価できる〕 ○6 人 △1 人

〔他事業との類似性、重複はない〕 ○7 人

〔事業を休止・廃止した場合の影響が大きい〕 ○7 人

○委員会評価

<吉田委員長>

- ・修繕は上限を定め学校長の裁量でできるよう検討すること。
- ・トイレ改修については悪臭の原因究明を行い、学校生活への影響が大きいことから最優先に取り組むこと。
- ・エアコン設置は計画を立て、保護者含め意見を聞くこと。大規模改修に向け二重投資にならないようにすること。

以上の意見である。

<教育部長>

施設整備を計画的に行う。エアコン設置、トイレ改修の計画を持っている。財政厳しいが平成 27 年度耐震化工事完了を見通し、早い段階から計画的に予算化に努めたい。「修繕を任されると困る、教育委員会に任せたい」が学校長の意見である。検討していきたい。小規模修繕登録制度の活用も考える。エアコン設置に当っては保護者の意見を聞く。計画的に教育環境の改善に取り組む。

<吉田委員長>

(挙手 継続「改革改善」4 人、「拡充」3 人)

学校長が修繕をやりたいときに出来ないことがないようにしてもらいたい。

改革改善を結論とする。 — 了 —

[教育部 退室]

13:52

13:52～14:10 休憩

14:10

大規模スポーツ施設整備関連経費

[政策推進室、参考人 入室]

<吉田委員長>

参考人には出席を頂き感謝する。

【説明】

[政策推進室長あいさつ]

[政策推進課長 説明]

14:19

<参考人>

本日 9 時から 12 時にかけて、説明により資料を確認した。政策推進室職員により、成果簿、担当資料、契約一連綴りにて確認を行った。資料は膨大で半日で全てを見るのには無理があり、必要な部分を抽出して説明を聞き確認した。

契約前、契約後について説明する。

平成 25 年 4 月 10 日付け（公益）京都府公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」）と亀岡市との契約に基づき 4 月 25 日付け発注指示書が発行されている。これは契約書第 3 条で指示書を発行することとしており、それに基づいたものである。それを受け公嘱協会は委託料計算書を作成し、一部地形測量についてはより詳しい内訳の見積書を作成されている状況であった。亀岡市は平成 25 年度国土交通省設計業務等標準積算基準書に基づき委託設計書を作成され、公嘱協会の見積書を見合わせ、発注指示書が発行された。現場測量は 5 月の初めから 5 月末ごろでほぼ終わったのではないと思う。測量開始後当初の指示内容に変更が生じて、随時打合せを行いながら指示の変更をしていった。6 月時点で従前測られていた測量図との合成図を作成する等の指示打合せ等を担当者で行った。その指示に基づいて公嘱協会は業務を行った。復元測量についても同様に必要となったため、指示打合せをして行った。

作業後、変更後の出来高数量に応じて数量の確認を行った。検査後の請求書発行時に契約書第 10 条で添付義務のある委託料内訳書を添付して請求書を発行した。その際平成 25 年 4 月 25 日に発注指示書に添付した内訳書を添付した。その後請求に基づき支払いがなされたことを確認した。

当初の指示書に付いていた計算書では確認することができなかったため、別紙資料（平成 25 年度公共嘱託登記（土地家屋調査士協会）委託料計算書）に基づいて出来高の確認した内容と成果品とが合っているのかの確認を行った。

多角測量 61 点、そのうち 3 級基準点は 2 点が成果としてあがっていた。4 級基準点が 16,220 円という金額であったために、（国交省等も 3 級と 4 級基準点の費用の差がほぼ 4 倍ある。）1 点を 4 倍として、つまり 2 点×4=8 点で計算されていた。（備考欄）「3 級×4 点」の記載は（3 級）2 点×4 倍=8 点分で計算されており、その内容は成果品と合っていた。4 級相当の 44 点に 9 点を合わせた 53 点で、全体は 61 点として間違いなく成果品にあがっていた。それは点の記と写真等々で確認した。

復元測量について、成果として図面とデータがあるのが 16 点で、成果はあるが 2 点は地籍測量図の復元をした、しかしながら境界確定図の復元点と重なる点があったために地籍測量図の点は使わず、境界確認書の既確定の点を使おうということで、現在残っているのはそのうち 1 点、3 点復元したが 1 点、それについては内容等で確認し、復元点が 3 点あったことは確認できた。ところが、成果なしの点が 43 点あり、担当者の手持ち資料のなかに、検査後の資料であるが、図面のデータ、ポイントのデータは確認できた。現地でやっておられるであろうというデータがあった状況である。ただ成果品としては出ていなかった状況も事実である。

公共用地 B ランクは、桂川 43 点、曾我谷川 32 点、市道分 8 点、計 83 点で全く問題なく業務は遂行されていた。

地形測量 198,000 m²は、担当者手持ち資料、再確認資料ではあるが、218,700 m²の図面とデータを確認することができた。ただし、成果品には、担当者からの指示による従来の図面と合わせてほしいとのことで、従来の測量した図面、よその所で測量した図面との合わせ図として出された。もう一度言うと、手持ちの資料のなかには全体 218,700 m²を測った図面があったが、担当者の指示は従来の測量図と新しく測った図面を合わせた図面を作るようということであったので、合成図として成果品には綴ってある。聞いた内容では、市のなかで期間の短い事業で 2 つの図面が存在することはすぐわしくないことから合成図を作成された。

引照点測量は、桂川 6 点、桂川の別の場所 7 点、市道 3 点、曾我谷川 0 点、計 16 点である。曾我谷川は基準点を引照点で利用したので 0 点である。確定図内の位置ポイントとデータで引照点が測量されたことを確認した。

ここまでが全体の経過と計算書出来高調査報告である。

そのなかで指摘すべきことが 4 点ある。

①契約書第 3 条に基づく指示書が指示変更時点、例えば復元測量を必要としたとき、198,000 m²の地形図測量の合わせ図を作成する必要性が生じたときなど、重要な指示変更があったにもかかわらず指示書の発行がないのは契約書の内容から不備があったと言わざるを得ない。

②復元ポイント 19 点は成果品のなかにもその位置、データが存在したが、43 点は成果品に存在していなかったのは事実である。ただし担当者手持ち資料には図面やポイントデータが存在している状況から、成果品のなかにもしっかり存在していることが望ましかったと思われる。

③地形測量は担当者手持ち資料のなかにも 218,700 m²の図面、データはあることは確認した。ゆえに、218,700 m²の測量はされたと認識してよいものかと思う。

④公嘱協会は請求の際成果品の検品をしっかりと行うべきであり、請求書添付の計算書、内訳書について 4 月 25 日契約当初のまま添付したことは、亀岡市民の信頼に応える意味でおおいに反省するべきことである。最後に、単価随意契約の意義を十分理解し今後とも信頼にふさわしい公嘱協会として自浄作用を発揮したい。

以上が報告である。

14 : 30

【質疑】

＜吉田委員長＞

当該測量業務には契約書がないということなのか確認する。

＜政策推進室長＞

資料に単価契約書を付けている。そのなかにも別表、平面測量、面積測量の表がある。

当初は土地登記に必要な図面作成のため業務を発注した。単価契約していた業務からスタートしている。業務実施の段階で、利用できる図面として高さをとることが必要となり、見積で対応した。測量業務として別段の契約はしていない。

<吉田委員長>

打合せ記録簿もないのか。

<政策推進室長>

参考人からの指摘もあったように、重要なポイントで打合せ記録簿を作るべきであった。口頭で全部確認し処理をしてしまったことに不備があったと思っている。打合せ記録簿が存在していない。

<吉田委員長>

打合せ記録簿、契約書は開示請求しても文書不存在で、不開示決定となるのか。

<政策推進室長>

文書自体がない。

<木曾委員>

そもそも、測量に関して公嘱協会と随意契約しても問題はないのか。本来は測量業者でやればよかったのではないか。法令や公平性の観点からどうか。

<参考人>

非常に微妙な部分がある。単独の測量業務なら測量の一般業務に近いので公嘱協会のための随意契約にならないのかもしれない。しかし、この業務は換地の確定、既存測量図の復元も含まれており、境界管理、登記関連が前提の業務として公嘱協会で行うことは考えられる。

<堤委員>

現地は見られたのか。

<参考人>

時間がなく現地は見られなかった。書類上の説明を受け、確認にとどまった。

<堤委員>

総務文教常任委員会で議論してきたものではなく公嘱協会への委託業務に関わり特定の業者に偏りがあるという1議員の指摘から始まり、調査をしていくなかでこの問題が出てきた。参考人は指摘を4点された。公嘱協会の反省も述べられた。その点を詳しく説明願う。

<参考人>

指摘の1点目は亀岡市の担当者に対してのもの。契約書がないにしても、大きな変更の際には指示書を出すことが、契約書3条で書面によりすべきと定めているので、重要事項の指示は書面によりなされるべきであり不備であったと思う。市に対する苦言である。2点目の復元ポイントは成果があるのに43点分成果品にあがっていなかった。成果品とすればよかった。3点目は合わせ図を作る指示書がなかった。指示書がないのになぜ合わせ図を作ったのか後でわかりにくい状況になっている。以上の3点は私が感じた市へ指摘である。4点目は、それらのことを言う前に公嘱協会が自浄努力をしてしっかり亀岡市や亀岡市民の依頼や期待に応える状況を作らなければならいと申し上げたものである。

<堤委員>

よく分かった。

<吉田委員長>

公嘱協会として受けてもよい業務に加えての測量業務ということだが、土地家屋調査士法で土地家屋調査士が行える測量業務は限定されている。今回、本来の業務以

外の測量業務をしたことはどう思われているのか。

<参考人>

3 条業務と言われており、表示に関する登記の測量調査で指摘どおりである。排他性をもった限定的解釈である。他の職種の者が土地家屋調査士の調査、測量、登記の業務を行ってはいけないというものであり、一般的な測量を土地家屋調査士がしてはいけないということではない。建築士、行政書士、測量士が一般的な測量を必要に応じてされることに規制がないものと同様である。

<吉田委員長>

測量法では、公共測量は測量士又は測量士補がいて測量業務の登録をされている業者でないといけない。公嘱協会は登録しているか。亀岡市の測量業の登録業者に京都府公嘱協会はおられない。

<政策推進室長>

登録業者のなかには入っていない。

<吉田委員長>

今回の業務発注は適切か。

<政策推進室長>

計画地の中で法定外公共物、亀岡市有地、京都府有地などがあり、民有地に入って境界確定すべき部分を測量していかなければならなかったのに、全体的な測量業務ということで行った。事業経過のなかで都市計画決定の参考図としての活用も考え、それに高さを加え業務を進めた。単価契約の延長線上の業務と考えている。

<参考人>

測量法との問題である。もともと測量士ができたのは公共測量と基準点測量である。測量士には測量士・補という法律がない。ゆえに測量法のなかで測量士は日頃の仕事をされている。土地家屋調査士は登記に関連する測量調査を行うことで、大きな違いがある。今回の業務は登記に関連する、又は登記の前提となる境界確認の業務もあったのであれば公嘱協会が受けてよいものだと思う。ただし、分ける方がよかったかという詳細については、中身のすべてを検討できている状況ではないので、今ここで申し述べる状況ではない。ただ、当初の発注を見ていると、登記に関連する境界確認の作業も入っているの、受ける範囲のものであったと思う。

<吉田委員長>

見積書 495 万円について室長の説明によれば、面積測量に準じて測量の単価契約的なもので業務指示を出して現況平面図を作成してもらった。業務を行うなかで高さの測量が必要になり別途指示を出して含めて測量をやってもらったということだったと思う。そもそも見積書 495 万円のなかに単点測量、高さの測量が含まれているのであれば、すでに業務発注時に高さを測ることが分かっていたことになるので業務の発注時に契約すべきではなかったのか。

<政策推進室長>

業務の発注、指示段階で高さを測っていかなければならないのは、事前の協会との打ち合わせのなかで発生したものであり、業務発注書の指示書を出す前に、高さまでとった場合の業務額の見積書をもらい、市で業務積算した金額との比較を行い、適正価格とし見積額を採用した。

<吉田委員長>

業務指示書は現況平面図一式で発注されている。この時点で現況平面図でない、高さも含めての測量業務だということであれば、指示書そのものが間違っていると思う。やはり、現況平面図作成の指示ではないので契約書は交わさないといけない。

単価契約にない業務をしたので、当然契約書を付けないといけない。口頭だけで 495 万円の事業を発注したとしか解釈できない。

<政策推進室長>

指示書を出す前に公嘱協会とは業務内容を確認し、そのなかで一式として指示書を作成した。公嘱協会は業務内容を十分納得され、市は見積をもらった。事前調整で内容を説明し業務のなかに入れてもらった。

<吉田委員長>

だから、契約書はなぜないのか。

<政策推進室長>

市が公嘱協会に説明、相談を行ったなかで、面積測量業務において、登記に必要な平面的業務の延長線上の業務として地形図まで作ってほしいと依頼した。単価設定がないので参考見積で検討、見積徴取を行った。

<吉田委員長>

単価契約はすでに契約されており、指示書で積算すればよい。見積書を取り、市も積算し、それらを合わせている。発注するときに契約書は当然必要ではないのか。

<政策推進室長>

今回のケースは土地の平面測量からスタートしたもので、単価契約のなかの延長線上の業務と判断し対応した。

<吉田委員長>

もう同じ答えしか出ないと思う。契約書がないのは大きな間違いで、打合せもしながら記録簿を作らなかったのも大きな問題であるということだが、完成後の検査調書を見ると指示書と同じく現況平面作成一式で記載されており、変更指示を出した内容さえ検査調書に残っていない。業務指示書はこのまま現況平面図で出し、あとは打合せでやってもらった、地図を合わせてもらったなど、口頭の指示でやった、その結果の検査調書が当初の業務指示書と全く変わっていない。これは何も打合せをせずに、口頭で言ったまま契約書も作らず最後まで業務をやって成果品を収めてもらったというようにしか見えない。手持ちの資料がいくらあっても公文書として残っていない。こういうことをするのは問題だと思うが室長はどう思われるのか。

<政策推進室長>

検査担当者は出来高を確認して検査をしている。詳しく 1 件 1 件まではできていないと思うが、業務監督職員は出来高を全て確認し、検査担当者に説明している。業務のなかで今回の出来高を全て確認している。検査調書では一式の当初どおりとなっているが、業務内容、出来高は確認している。内訳書の内容が書かれていないが、手持ち資料で確認した。

<吉田委員長>

手持ちの資料で確認と言われても全く信用できない。信用してほしいと言われても無理である。地図が合成されている。面積 12ha くらいは前年発注の地図が貼り付けてあることは参考人も理解されていると思う。公嘱協会ではデータを貼り付けて、現況平面図又は測量の料金をそのまま請求されるのか。

<参考人>

218,700 m²の成果が手持ち資料で確認できた。成果となる作業が十分な打合せをした上でされていればこのようなことにはならなかった。手持ち資料にあるが成果品にあがっていない、契約、指示書、打合せ記録簿がないことは問題である。現地を見ていないので推移が全て分かっているかは別として、218,700 m²の図面とその基礎となるデータはあるので、協会にとっても市にとっても残念である。図面が 2 つ

あると分かりづらいことから指示があり 1 つに合わせたので測量している形で請求したのではないかと、今はそうとしか言えない状況である。

<吉田委員長>

厳しいことを何回も聞き申し訳ない。成果簿は貼り付けた図面しかない。成果簿にないものを請求するのか。

<参考人>

そこのところだと思う。成果品があがっていないというのか、成果はあるが結果としてもとの図面で作っている状況があった。ここのところの説明は難しい。確かに成果品にあがっていないのは事実である。

<吉田委員長>

本会議でも聞いた。成果簿にないものを支払うことは亀岡市にはないと確認した。同じものを貼り付けたもの、成果品にないものは支払うべきものでない。面積測量の単価で出したのなら、当然図面を作った面積分だけ支払うのが通常のあるべき姿である。

<参考人>

そのとおりである。

<政策推進室長>

成果簿に限定すればそのとおりである。現に公嘱協会は 218,700 m²の現況測量は市の指示でされている。その測量結果の現況平面、データを精査するなかで、道路関連で実施した平成 24 年度のデータと比較検討し、補正のかけられる範囲と判断し、1 つの図面に統合するよう指示を出した。公嘱協会は市の指示に基づき、判断材料の現況平面図、高さをとった地形図までの業務は行っているの、その内容で検査し支払いの対象とした。

<木曾委員>

平成 24 年度測量担当者は今回の担当者と同じではないのか。経費削減の前提のなかで担当者が同じなら怠慢としか言いようがない。精査して発注するべきであった。

<政策推進室長>

平成 24 年度道路に関する測量業務は測量業者で公嘱協会ではない。担当者は違う。結果的にデータを統合という形で使ったもので、内容は同等である。精査できず無駄があったという指摘は我々が受けなければいけないと思っている。それぞれ目的があり、道路は中心線を中心に道路を作るための測量業務で、今回は公定外公共物含めた官民の境界確定のための地形図で発注したものである。結果として重ねることができたので無駄との指摘は当然あるが、目的により業務発注した。

<木曾委員>

京都府も同じ場所を測量している。京都府施設関連の事業なら、府と市が総合的に無駄のないよう工夫するのが当然である。府との調整はどうだったのか。

<政策推進室長>

指摘のとおり。一般質問のなかでも指摘があった。約 11ha の測量、水路網図、メッシュ状の縦横図を京都府は測量されている。市の平成 25 年度業務も田植えまでの同時期に業務に入っている状況であった。府は建物前提の発注であったと思う。また前年の測量図面もあったので、精査できていないという指摘は当然である。

<木曾委員>

府も同じものが必要だったと思う。府と連携した事業を公言している。府も市も公金は大切にしなければならない。

<政策推進室長>

参考人からは是正すべき3点の指摘があった。今後改めていく。

<吉田委員長>

境界確定等目的は違うと言われたが、アクセス道路は平成24年度に発注して中心線測量をしている。一般質問で言ったが、平成25年度にこの場所の境界確定業務が公嘱協会に発注されている。

<政策推進室長>

桂川・道路整備課は宇津根橋から事業用地までの右岸道路拡幅のための用地買収に必要な業務だったと思う。

<吉田委員長>

今回のスタジアム用地買収の測量業務は別途発注し、立会い、境界確定業務は専門性の高い公嘱協会に発注するが通常のやり方である。担当者は違うと言われたが、保ヶ部主任は平成24年度どこの課にいたのか。

<政策推進課主任>

桂川・道路整備課整備係にいた。

<吉田委員長>

担当は違うが係は同じである。平成24年度発注し現況平面図があるのを分かっていて、同じ測量業務を発注した。目的は違うが、現況平面図を合わせれば一緒である。結果が同じならやらなくてよかったものである。府も同時期にしている。仕事を出すために仕事を作っているとは思えない。委託料の請求書と内訳書等、実際と違うので是正したいと言ったが、決算認定議案で監査の意見も付いているものをどうやって是正するのか。

<政策推進室長>

支払伝票添付書類の差し替えはできない。経過を明らかにして、経過書類として添付するのがよいかと思っており、会計管理室長と協議している。

<吉田委員長>

決算審査書類は不十分と思ってよいか。

<政策推進室長>

書類は不備ではあるが、必要な業務を行っているので審査願う。

<吉田委員長>

決算は業務と現金を合わせるものである。書類が違っていてもなんとかしてと言うのか。

<政策推進室長>

業務は遂行できているので審査願う。

<田中委員>

何を言っても確認のしようがない。

<政策推進室長>

指示書、内訳書等の不備は改善するので確認願う。

<吉田委員長>

どう確認するのか。

<政策推進室長>

参考人に確認してもらった。

<吉田委員長>

成果簿にあるものを全て計算するといくらになるのか。

<参考人>

今の段階で計算は出来ていない。今日は出来高確認を行った。担当者手持ち資料で

確認をした。

<吉田委員長>

担当者手持ち資料で支払う行政があることは驚きである。成果簿をチェックすると復元測量点がない、地形測量業務はしたが結果は地図が貼り付いたもので本来支払うべきものではない。仕事はしたと言うが成果簿上の仕事は1,300万円にはならないと思う。

〔参考人 退室〕

15:10

【自由討議】

<堤委員>

結局、測量業務をやった公嘱協会と発注した市に一体何を問おうとしたのか。業務内容の点数までは我々には分からない内容である。公嘱協会に非があるのか市に反省点があったのか。市は反省している。ここでは細かい中身まで議論するものではない。

<田中委員>

正確性、正当性がなければ支出できない。専門的なことも聞いて理解しないといけない。

<中村副委員長>

業務の遂行は参考人も確認された。測量業務は府実施の測量業務と重なっていた。今後の事業推進では京都府と十分連携するよう要望しておきたい。

<木曾委員>

測量業務において、市のチェックができていない。決算審査において書類がないまま通すのが正しいのか。根本的なことができていないのではないのか。今後も書類がなくても業務は行われたからと認定するのはあり得ない。

<並河委員>

建設に関して市民の意見が2分している施設である。慎重に進めてもらいたい。実際業務が行われていたとしても、書類はきちりしてないといけない。

<山本委員>

参考人により業務の執行が確認された。書類の不備は今後反省してもらいたい。

<石野委員>

変更時には書類で整理するべき。

<吉田委員長>

書類がないのに支払いをしたことはとんでもないことである。仕事はしていたと言うが、書類がないものに信用できるのか。二度と信用できない。業務の二重、三重発注を反省していない。目的が違うからよいと言うが、結果は同じものである。同じもの作るならやらなくてよい。指示書がない、内訳が違う。国費100%の事業である。会計検査院に報告する。厳しい指摘が必要である。

15:20

【事務事業評価】

○個人評価

〔目的設定は妥当である〕 △3人 ×4人

〔公的関与の範囲は適切である〕 ○2人 △2人 ×3人

〔手法は適切である〕 ○2人 △2人 ×3人

〔活動実績は妥当である〕○3人 △1人 ×3人
〔成果の取り方は適切である〕○1人 △3人 ×3人
〔十分成果は表れている〕○2人 △2人 ×3人
〔コスト削減の余地はない〕△4人 ×3人
〔財源は適切である〕○5人 △2人
〔公平性が評価できる〕○3人 △3人 ×1人
〔他事業との類似性、重複はない〕○3人 △3人 ×1人
〔事業を休止・廃止した場合の影響が大きい〕○4人 △1人 ×2人

○委員会評価

<政策推進室長>

事務の不手際で迷惑をかけた。今後ともよろしくお願いします。

<吉田委員長>

評価をまとめる。

(挙手 「継続」4人 「改革改善」4人)

継続、改革改善とする。

<田中委員>

当初から言っているように、スタジアムはこの場所でやるべきではない。廃止するべき。

<木曾委員>

評価するにはお粗末な結果である。是正したらよいということではない。税金を使うので、きちっとやってこそ市民の信頼が得られる。

<堤委員>

反省すべきは反省し、今後市民の批判がないようにしなければならない。なぜ細かいことを議員が知り得ているのか。なぜ審査でここまでしないといけないのか。

<木曾委員>

そんなことを言えば今までの審査はどうなるのか。市も反省した。議会のチェック機能を果たしている。

<吉田委員長>

もう少し調査する必要がある。これでは文書取扱規則もいけない。公文書管理もしっかりしてもらわないといけない。

〔政策推進室 退室〕

15:30

(15:30～15:40 休憩)

15:40

【討論】

<田中委員>

一般会計決算認定に反対。契約書がない。検査がきちりできていない。大規模スポーツ施設建設が不透明である。

<木曾委員>

一般会計決算認定に反対。大規模スポーツ施設関連業務において不十分な内容が多々あった。

<堤委員>

全て賛成。総じて適正に執行されていた。大規模スポーツ施設関連業務は指摘要望で整理すればよい。曾我部山林事業特別会計、全財産区特別会計も適正に処理されていた。

<山本委員>

全て賛成。大規模スポーツ施設関連業務での指摘はあるが概ね良好に執行されていた。

<石野委員>

全て賛成。大規模スポーツ施設関連業務での指摘はあるが、適正である。

<中村副委員長>

全て賛成。大規模スポーツ施設関連業務では参考人の意見も聞き執行を確認した。

【採決】

一般会計 賛成多数（反対：田中委員、並河委員、木曾委員）認定

曾我部山林事業特別会計 全員賛成 認定

30財産区特別会計 全員賛成 認定

【指摘要望】

なし

【その他】

<委員長>

委員長報告は正副委員長に一任願う。― 了 ―

[事務局 翌日の日程説明]

散会 15:50